告示

○金融庁告示第七十九号

コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュールより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十一日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における代表者の氏名及び住所　東京都練馬区南大泉四丁目四十二番六号

○法務省告示第三百四十三号

京都市北区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年八月十一日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、北区役所又は京都地方法務局に照会すること。

平成二十三年七月十一日

法務大臣　江田　五月

京都市上京区鷹峯光悦町六番地　**杦**野新太郎

○法務省告示第三百四十四号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十三年七月十一日

法務大臣　江田　五月

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
神戸地方法務局加古川支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年八月一日
津地方法務局尾鷲出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年八月一日
富山地方法務局魚津支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年八月一日
山口地方法務局周南支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年八月一日
熊本地方法務局人吉支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年八月一日
旭川地方法務局留萌支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年八月一日
釧路地方法務局根室支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年八月一日
松山地方法務局大洲支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年八月一日

○農林水産省告示第千三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字告字吹ノ迫四八四の四八から四八四の六七まで、四八四の六九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字吹ノ迫四八四の五五・四八四の五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字北里字南楢原一三〇八の一二の一から一三〇八の一二の一一まで、一三〇八の一二の一六、一三〇八の一二の一七、一三〇八の一二の二〇、字奥小輪智一三〇八の一三、字楢原一三〇八の一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南楢原一三〇八の一二の二から一三〇八の一二の一一まで、一三〇八の一二の一六、一三〇八の一二の一七、一三〇八の一二の二〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市菊鹿町米原字砂坂一〇一九、一〇二五、一〇四五、一〇四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備